

人口ビジョン・総合戦略の位置づけ

(1) 国の長期ビジョン・総合戦略との関係

まち・ひと・しごと創生法(2014年(平成26年)11月28日法律第136号、以下「創生法」という。)は、第10条において、市町村は、国や県の総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた基本的な計画(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)を定めるよう努めなければならないと規定している。

本市の「千葉市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」(以下、「戦略等」という。)は、この創生法の目的と理念、要請に基づき、本市の置かれた状況や将来展望を積極的に発信するために策定したものである。

(2) 人口ビジョンと総合戦略の対象期間、計画期間

「人口ビジョン」

2065年までを推計と分析の対象期間とし、将来展望を描く。

「総合戦略」

2015年度から2020年度までを計画期間とする。

(3) 千葉市の総合計画との関係

本市では、市政運営の中長期的な基本理念や目標を掲げる、いわゆる総合計画に当たるものとして、基本構想、基本計画、実施計画を策定し、これを指針として総合的かつ計画的な施策の推進を図っている。

本戦略等は、「人口減少の克服と地域の活性化」を目的としたものとなるが、この課題意識は「千葉市新基本計画」の中で既に触れており、「実施計画」において施策を具体化している。

したがって本戦略等は、新機軸のものではなく、本市のこれまでの計画行政と、理念、目標は同じものである。

そこで人口ビジョン、総合戦略に先立ち、まず本市の基本構想、基本計画、実施計画の概略を説明したい。

千葉市基本構想（1999年（平成11年）12月議決）

21世紀を展望した市政運営の指針

本市の望ましい姿を実現していくために必要な施策を、総合的・計画的に推進するための礎となる。

基本理念	「人間尊重・市民生活優先」
基本目標	「人とまち いきいきと幸せに輝く都市」
望ましい都市の姿	①自然を身近に感じるまち・千葉市 ②健やかに安心して暮らせるまち・千葉市 ③安全で快適なまち・千葉市 ④豊かな創造力をはぐくむまち・千葉市 ⑤はつらつとした活力のあるまち・千葉市 ⑥共に築いていくまち・千葉市

千葉市新基本計画（2011年（平成23年）6月策定）

2012年度～2021年度の10年間を計画期間

基本構想で定める基本目標等を実現するため、まちづくりの方向性や実現すべきまちの個性などを示す基本方針。

まちづくりの 重要な課題	①人口減少社会への対応 ②少子超高齢社会への対応 ③環境問題への対応 ④グローバル社会への対応 ⑤自立・分権型都市経営
まちづくりの コンセプト	「わたしから！ 未来へつなぐ まちづくり」 ○みんなで進めるまちづくり ○未来へつなぐ計画的なまちづくり ○個性や魅力を高めるまちづくり
実現すべき まちの個性	○未来をつくる人材が育つまち ○みんなの力で支えあうまち ○訪れてみたい・住んでみたいまち

5つのまちづくりの方向性

- 1 豊かな緑と水辺を活かした、自然とともにいきるまちへ
- 2 支えあいやすらぎを生む、あたたかなまちへ
- 3 豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ
- 4 ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実した安全で快適なまちへ
- 5 ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ

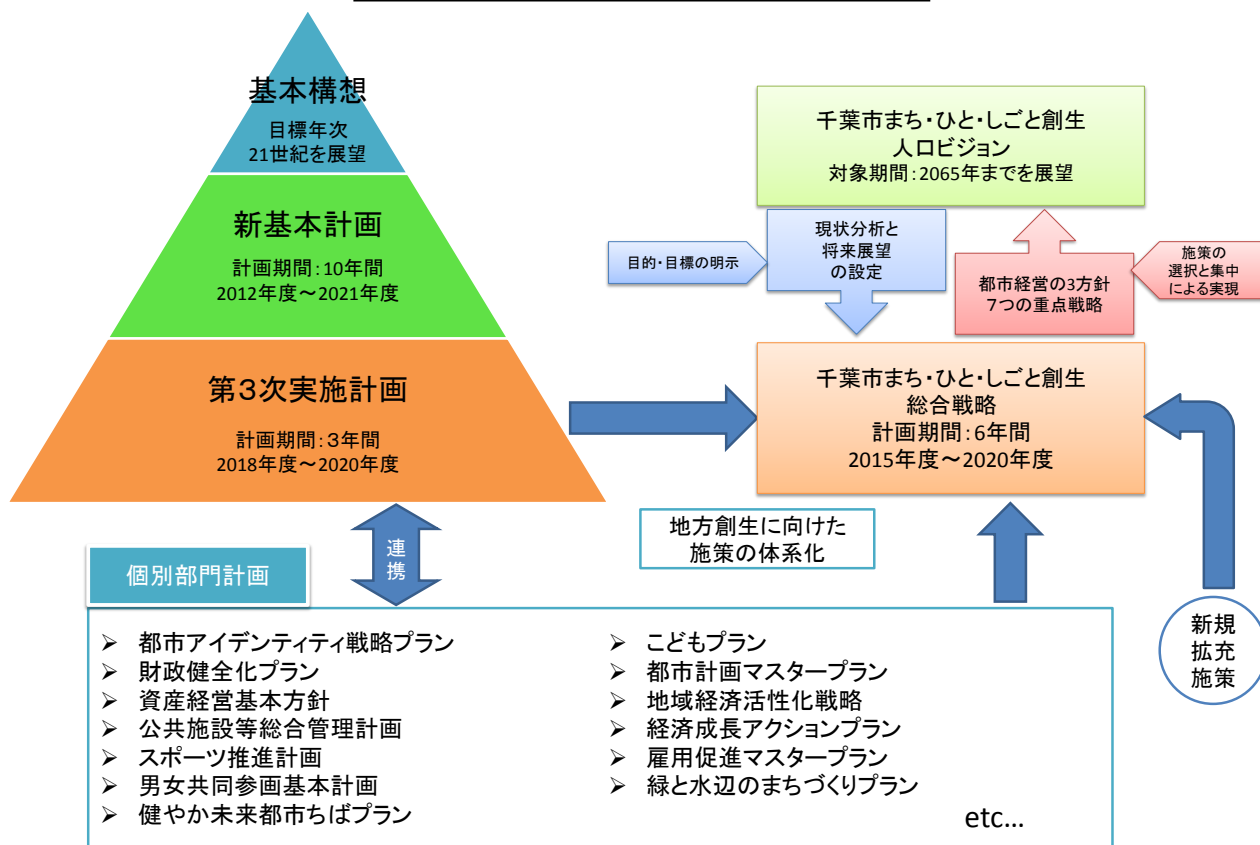
第3次実施計画（2018年（平成30年）3月策定）

2018年度～2020年度までの3年間を計画期間

新基本計画で示された「5つのまちづくりの方向性」と施策体系に沿って、重点的、優先的に取り組む具体的な事業を明らかにする。

これらのほか、個別部門計画のうち地方創生に資するものを位置づけ、さらに新規拡充施策の検討を加えた上で、包括的、総合的、横断的な計画として総合戦略を策定した（次ページ「千葉市まち・ひと・しごと創生のイメージ」参照）。

千葉市 まち・ひと・しごと創生のイメージ



【計画期間】

